保護者の方へ

新宿区立小・中学校長
新宿区立特別支援学校長

学校感染症治癒証明書（登校許可書）の提出について

平素より学校の運営につきまして、ご協力をいただき、誠にありがとうございます
今回、学校保健安全法第１９条に基づき、お子様が出席停止となりました。治癒後、医師の証明印を受けたのち、登校させてください。
なお、この登校許可書に関しまして、下記のことにご注意くださいますようお願いいたします。

記

1　新宿区学校医の医療機関（別紙一覧参照）に発行を依頼する場合は、すべて公費負担となり保護者負担はありません。
2　新宿区学校医以外の医療機関に依頼された場合は、その限りではありません。

≪登校許可書≫　※医療機関記入欄

新宿区立　牛込仲之小　学校　　年　　組　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出席停止期間　　月　　日　～　　月　　日

医療機関名

医　師　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

出席停止の理由　　該当する病名にチェックをお願いいたします。

第２種		出席停止の期間の基準　等
	インフルエンザ（　）型	発症した（発熱した日の翌日を１日とする）後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	

第３種		出席停止期間の基準　等 病状により、学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで			
	腸管出血性大腸菌感染症		急性出血性結膜炎		溶連菌感染症
	流行性角結膜炎		ウイルス性肝炎		マイコプラズマ感染症
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）				
	その他　　感染症名（　　）				